

## 心電図判定基準

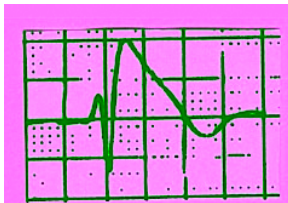
	程度区分		程度区分
<b>QRS軸偏位</b>		<b>波形の異常</b>	
1 右軸 (+120° ~ - 150° )	I	1 P波	
2 左軸 (- 30° ~ - 90° )	I	右房負荷	III
3 不定軸	I	(P <sub>II</sub> 、 <sub>III</sub> 、aV <sub>F</sub> ≥ 0.25mV 且つ P <sub>V1</sub> 尖鋭増高化)	
4 極端な偏位(- 91° ~ - 149° )	III	左房負荷	III
		(P <sub>I</sub> 、 <sub>II</sub> 、2峰性且つ P <sub>V1</sub> 後半の陰性部分大)	
<b>刺激生成異常</b>		2 Q、QS型	III
1 洞性頻脈 (100~119)	I	(≥0.04 秒、≥0.03 秒で深さが R 波高の 1/3 以上)	
( ≥120)	III	3 R波減高	I
2 洞性徐脈 (40~ 49)	I	4 右室肥大	
( < 40)	III	RV <sub>1</sub> ≥ 0.7mV + R/S V <sub>1</sub> ≥ 1.0 + 右軸偏位	III
3 洞停止・洞機能不全疑	III	5 左室肥大	
4 心房細動	IV	RV <sub>5(6)</sub> + SV <sub>1</sub> ≥ 4.0mV 且つ RV <sub>5(6)</sub> ≥ 2.6mV	I
5 心房粗動	IV	RV <sub>5(6)</sub> + SV <sub>1</sub> ≥ 5.0mV 且つ RV <sub>5(6)</sub> ≥ 2.6mV	III
6 上室性期外収縮		6 低電位(QRS <sub>I</sub> 、 <sub>II</sub> 、 <sub>III</sub> < 0.5mV)	I
散発性(全記録波形の 1/10 以下)	I	(QRS <sub>V1~6</sub> < 1.0mV)	III
頻発性、連発性	III	7 S T 低下	
7 心室性期外収縮		軽度(0.05~0.1mV)	III
散発性(全記録波形の 1/10 以下)	I	(I、II、aV <sub>L</sub> 、aV <sub>F</sub> 、V <sub>1-6</sub> にある場合)	
頻発性	III	高度(0.1mV 以上)	IV
多源性、連発、RonT	IV	8 T波	
8 人工ペースメーカー	IV	軽度(平低と 0.5mV 未満の陰性T)	III
		(I、II、V <sub>3-6</sub> 、0.5mV 以上のRを持つ aV <sub>L</sub> )	
<b>刺激伝導異常</b>		高度(0.5mV 以上の陰性 T)	IV
1 洞房ブロック	III	(I、II、aV <sub>L</sub> 、aV <sub>F</sub> 、V <sub>3-6</sub> にある場合)	
2 房室ブロック I 度( ≥0.22 秒)	II	9 Q T 延長 (Q T c ≥ 0.48 秒)	III
3 房室ブロック II 度	III	10 陰性U波	III
4 房室ブロック III 度	IV		
5 不完全右脚ブロック	I		
6 ブルガダ型心電図	III		
V <sub>1</sub> 、 <sub>2</sub> で J 波高 ≥ 0.2mV で		<b>その他の異常</b>	
ST-T の形態が coved 型			
あるいは saddle back 型			
7 完全右脚ブロック	I		
8 左脚ブロック	III		
9 心室内ブロック	III		
10 左脚前枝ブロック	II		
11 早期興奮症候群(WPW)	I		
12 早期興奮症候群(LGL)	I		

判定	0 異常なし I 要観察 軽度の所見のみで問題の無いもの。年 1 ~ 2 回心電図検査を。 II 要指導 数ヶ月以内に再検査を。 III 要精査 IV 要医療
----	---

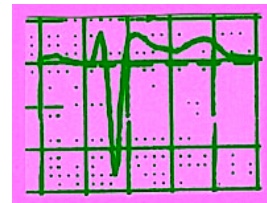
## 手引き

1. 完全、不完全右脚ブロックはV<sub>1</sub>でR<R'であること。
2. 心室内ブロックとは右脚ブロックでも左脚ブロックでもないが、QRS幅が0.120秒以上のもの。
3. 左脚前枝ブロックのQRS電気軸は-60°以上であること。
4. 左房負荷の後半の陰性部分大とはMorris指数 $\geq 0.04$ mm秒  
(V<sub>1</sub>におけるPの陰性部分；深さ a mm×幅 b 秒)
5. Q、QS型は (イ) WPW症候群・完全左脚ブロックがあれば取り上げない。  
(ロ) aV<sub>L</sub>での異常Q波は $\geq 0.04$ 秒以上で、R波が3mm以上のこと。  
(ハ) QS型がV<sub>1</sub>のみに認められた場合は異常としない。  
(ニ) aV<sub>F</sub>の異常Q波は $\geq 0.05$ 秒以上のこと。  
(ホ) IIIの異常Q波は $\geq 0.05$ 秒以上かつaV<sub>F</sub>のQ波が0.1mV以上のこと。
6. ST低下についての0.1mV以内のjunctional ST低下は問題としない。
7. T平低とはR波の1/2以下。
8. 「その他の異常」について  
(イ) 左脚後枝ブロックが認められた場合には「その他の異常」に記載しIII。  
(ロ) 左脚前枝ブロックに完全右脚ブロックを伴う場合はIIIとする。  
(ハ) 左脚前枝ブロックに完全右脚ブロック及び第I度房室ブロックを伴う場合はIVとする。  
(ニ) 他に判定基準に載っていないが、記載すべき異常所見が認められた場合には、「その他の異常」の項に程度区分を付記して記入する。  
(房室解離、補充収縮、移動ペースメーカー、右胸心、心筋梗塞疑、ST上昇など)
9. ブルガダ型心電図ではcoved型が高リスクとされる。

coved型



saddle back型



別表 3

## 眼底検査判定基準

## Scheie 分類

区分 程度	H 所見 (高血圧性変化)	区分 程度	S 所見 (細動脈硬化性変化)
0 度	正常	0 度	正常
1 度	細動脈狭細(+)、細動脈口径不同(+) (このうち1つ以上あること)	1 度	交叉現象(+)、細動脈反射(+) (このうち1つ以上あること)
2 度	細動脈狭細(++)、 細動脈口径不同(++)	2 度	交叉現象(++)、または銅線状
3 度	2度の変化に加えて、出血点、出血斑、綿花状白斑または網膜浮腫のみ られるもの。 ただし、網膜中心静脈閉塞症を除く。	3 度	交叉現象(++)+及び銅線状または銀線状 または白線状、交叉現象(+++)または 銀線状又は白線状
4 度	上記3度の所見に加えて乳頭浮腫の あるもの。	4 度	交叉現象(+++)及び銀線状か白線状
その他	H 所見が0また1度で、出血、硬性 白斑、軟性白斑、浮腫のいずれかが あるもの。	判 定 不 能	
判 定 不 能			

区 分	0	I	II	III	IV
所 見	H <sub>0</sub> S <sub>0</sub>	H <sub>1</sub> S <sub>0</sub>	H <sub>2</sub> S <sub>0</sub>	H <sub>3</sub> S <sub>0~1</sub>	H <sub>4</sub> S <sub>0~4</sub>
		H <sub>0</sub> S <sub>1</sub>	H <sub>2</sub> S <sub>1</sub>	H <sub>3</sub> S <sub>2</sub>	H <sub>3</sub> S <sub>3~4</sub>
		H <sub>1</sub> S <sub>1</sub>	H <sub>0</sub> S <sub>2</sub>	H <sub>0~2</sub> S <sub>3~4</sub>	
			H <sub>1</sub> S <sub>2</sub> H <sub>2</sub> S <sub>2</sub>	眼科受診	

- 注) 1. 網膜中心静脈血栓 (閉塞症) は、眼科的治療上からⅢ~Ⅳ。  
2. 「その他」該当者は、Ⅱとするが、S<sub>3~4</sub>の場合はⅢとする。

## 改変 Davis 分類

網膜症病期	病態	眼底所見
網膜症なし		なし
単純網膜症	血管透過性亢進	毛細血管瘤 網膜点状・斑状・線上出血 硬性白斑、網膜浮腫
増殖前網膜症	血管閉塞	軟性白斑 静脈以上 網膜内細小血管異常
増殖網膜症	血管新生	網膜・乳頭上新生血管 網膜前・硝子体出血 線維血管性増殖膜 牽引性網膜剥離